



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年9月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 いいさとねっと
- 3 代表者の氏名
小池良衛
- 4 主たる事務所の所在地
上伊那郡飯島町飯島44番地10
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、子ども、障害者とその家族に対して、住み慣れた地域で安心して自分らしく過ごせるような家庭的な介護、育成事業を行い、それを通して住みよい社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年9月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 もみじ会
- 3 代表者の氏名
望月淑子
- 4 主たる事務所の所在地
東筑摩郡四賀村大字会田701番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域における高齢者福祉のあり方と青少年の健全育成を提案し、実践することによって、広く公益に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 伊那竜東店
伊那市伊那部上新田2709ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①-1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで
①-2		
①-3		
①-4		

- 4 変更する年月日
平成15年10月1日
- 5 届出年月日
平成15年9月19日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年10月9日から平成16年2月9日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 茅野横内店
茅野市ちの字本田2622-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで
2	24時間	変更前と同じ
3		

- 変更する年月日
平成15年10月10日
- 届出年月日
平成15年9月24日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 縦覧の期間
平成15年10月9日から平成16年2月9日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ 吉田店
長野市吉田4-3-21ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,491㎡
(変更後) 2,772㎡

- 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
166台	130台

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 駐輪場の位置及び収容台数

変更前	変更後
55台	65台

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 荷さばき施設の位置及び面積

変更前	変更後
170平方メートル	303平方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前	変更後
54立方メートル	51立方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前10時	午後10時
塚田 功	午前10時	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時	午後11時30分
(株)田原屋	午前10時	午後8時

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
8箇所	6箇所

位置は届出書に添付された図面のとおりに

- 4 変更する年月日
平成16年5月26日
- 5 届出年月日
平成15年9月25日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年10月9日から平成16年2月9日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 野沢店
佐久市大字野沢字一丁田315-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (年間60日 午前9時)	午後9時
(株)はなおか	午前10時	
寺島薬局(株)	午前9時	

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時
(株)はなおか	変更前と同じ	変更前と同じ
寺島薬局(株)		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
No.1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後11時30分まで
No.2		

- 4 変更年月日
平成15年10月10日
- 5 届出年月日
平成15年9月25日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県佐久地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年10月9日から平成16年2月9日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 佐久相生町店
佐久市大字岩村田字観音堂2119-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (年間60日 午前9時)	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
No. 1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後11時30分まで
No. 2		

4 変更年月日

平成15年10月10日

5 届出年月日

平成15年9月25日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県佐久地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年10月9日から平成16年2月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

公告

家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり開催する旨通知がありました。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

1 講習会を開催する指定講習機関

長野県家畜商業協同組合

2 開催日時

平成15年11月27日(木)及び11月28日(金)

午前9時から午後5時まで

3 開催場所

長野市大字中御所字岡田30番地

長野県獣医師会館3階会議室

4 講習科目及び時間

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 家畜の取引に関する法令について | 4時間 |
| (2) 家畜の品種及び特徴について | 4時間 |
| (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について | 6時間 |

5 受講申込手続

(1) 提出書類

受講申込書(写真欄に写真をはってください。)(別記様式)

(2) 家畜商講習手数料

家畜商講習手数料(テキスト代及び受講料)7,000円は、講習会初日に会場受付で納付してください。

(3) 受付期間

平成15年10月17日(金)から11月21日(金)まで(郵送による場合は、平成15年11月21日までの消印のあるものに限りま

(4) 受付場所

長野市大字南長野字幅下692-2(〒380-8570)

長野県庁東庁舎内

長野県家畜商業協同組合事務局

(5) 申込方法

受講申込書の所定欄に記入の上持参されるか、又は80円切手をはった受講票送付先明記の封筒(定型)を同封して郵送してください。

6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付します。

7 その他

この講習会については、長野県家畜商業協同組合事務局(電話026-232-5339)にお問い合わせください。

(別記様式)

家畜商講習会受講申込書

平成 年 月 日

長野県知事指定講習機関

長野県家畜商業協同組合長 殿

住所

氏名

印

家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第2項第1号の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(写真欄)

- ・申込み前6月以内に撮影したもの
- ・帽子をとって正面から写したもので本人と確認できるもの
- ・縦6センチメートル横5センチメートル程度のもの

畜産課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成15年10月18日に開催を予定していた千曲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年10月18日に開催を予定していた坂城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
飯綱高原都市計画地区計画 飯綱高原地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成15年10月9日

長野県総合教育センター所長 長沼善朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
電子計算機組織一式の賃借
- 2 契約に関する事務を担当する課所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総合教育センター
(2) 所在地 塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4
- 3 落札者を決定した日
平成15年8月5日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 協同リース株式会社長野支店
(2) 所在地 長野市南千歳1-12-7
- 5 落札金額
1月当たりの賃借額 2,080,711円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成15年6月23日

教学指導課

正 誤

平成15年9月29日付け長野県規則第55号「長野県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則」中

ページ	行(箇所)	
2	19~54	行頭をそれぞれ1字右へ送る
3~4	全行	〃
5	様式中	様式全体を1文字分右へ送る
6	1	行頭を1字右へ送る
〃	様式中	様式全体を1文字分右へ送る
7	1~2	行頭をそれぞれ1字右へ送る
〃	様式中	様式全体を1文字分右へ送る
8	1~4	行頭をそれぞれ1字右へ送る
8~9	様式中	様式全体をそれぞれ1文字分右へ送る
10	1~2	行頭をそれぞれ1字右へ送る
〃	様式中	様式全体を1文字分右へ送る